

和水町公式ホームページ広告掲載取扱要綱

平成18年4月18日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この要綱は、和水町がインターネット上に公開している公式ホームページに掲載する広告に関して、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の種類等)

第2条 ホームページに掲載する広告は、和水町の広報媒体としての公共性、公益性及び品位を保ち、住民生活の向上に資するものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例又は規則に違反するもの、若しくはそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの、若しくはそのおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝に関するもの。
- (4) その他、町長がホームページに掲載することが適当でないと認めるもの。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、和水町ホームページのトップページとする。

(広告の規格)

第4条 広告の種類はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 幅：125ピクセル
- (2) 高さ：40ピクセル

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき、1ヶ月あたり5,000円とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1箇月単位とし、最大連続6箇月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合、掲載期間を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載期間中に公式ホームページを閉鎖した場合、その日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が1日に満たない場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込、決定等)

第7条 本庁ホームページに広告を掲載しようとする者は、和水町公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申し込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、和水町公式ホームページ広告掲載・不掲載決定書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定通知を受けた者(以下、「広告主」という)は、第5条に定める広告掲載料を、町長が定める期日までに納付するものとする。

(広告主の責務等)

第9条 掲載する広告に対する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 町長は、掲載する広告が次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告の内容及びリンク先のホームページが、この要綱に違反するに至ったとき。
- (3) その他、町長が公式ホームページに掲載することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、町長は和水町公式ホームページ広告掲載取消通知書(様式第3号)にて広告主に通知するものとする。なお、この場合、納付済みの広告掲載料については返還しないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

和水町公式ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

和水町長 様

和水町公式ホームページに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。なお、申し込みにあたっては、和水町公式ホームページ広告掲載取扱要綱を承認していることを申し添えます。

フリガナ	
住 所	
フリガナ	
法 人 名	印
フリガナ	
代 表 者	
電話番号	
メールアドレス	
フリガナ	
担 当 者	
業 種	
掲載希望期間	※掲載期間は、1箇月単位で連続6箇月まで。 平成 年 月 ～ 平成 年 月 箇月間
リンク先	http://
その他	

様式第 2 号（第 7 条関係）

和水町公式ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

和水町長



年 月 日付で申し込みのあった広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載
	決定理由
掲載期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 箇月間
掲載料	円（5,000円× 箇月） ※平成 年 月 日までに、同封の納付書にて、和水町役場収入役室にて納付してください。
その他	

様式第3号（第11条関係）

和水町公式ホームページ広告掲載取消通知書

年 月 日

様

和水町長



年 月 日付け和水町公式ホームページ広告掲載決定通知書により掲載していた広告について、和水町公式ホームページ広告掲載取扱要綱第10条の規定により掲載を取り消したので通知します。

なお、同要綱第条第2項の規定により、広告掲載料は返還しないことを申し添えます。

記

1、取消日 年 月 日

2、取消理由

以上